

インフルエンザによる出席停止期間の基準

インフルエンザ発症日を0日と数え、「5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」出席停止となります。それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間は延期することがあります。

(学校保健安全法施行規則第十九条) (2012年4月1日改正)

児童・生徒インフルエンザ発熱期間と出席開始日の目安

発熱期間	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
2日間							登校可能		
3日間							登校可能		
4日間							登校可能		
5日間								登校可能	
6日間									登校可能
お子さんの場合	/	/	/	/	/	/	/	/	/

ここに、お子さんの発熱日と解熱日を記入し、「発熱後5日」+「解熱後2日」をご確認ください。

※発症日は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。そのため、病院受診時に、医師に発症日を確認することが必要となります。

※解熱した日によって、出席停止日が順次延期されていきます。

※一日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校や登園を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。

【記入例】

インフルエンザに関する登校申出書

学校名： ○○○ 小(中) 学校

児童・生徒氏名	○年 ○組 ○番 ○○ ○○○	
症状の発現	日時	○月 ○日(○) ○○:○○ 頃
	症状	発熱38度5分、頭痛、咳、のどの痛み 等
医療機関の 受診内容	日時	○月 ○日(○) ○○:○○ 頃
	医療機関名	○○○○医院
	診断名	インフルエンザ(新型、A型、 <u>B型</u> 、疑い)
	<u>医師からの指示事項</u> ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過してから登校可能 等	
その他	(学校に伝えたいこと) ・体育は見学させてください。等	
熱が 下がった日時	○月 ○日(○) ○○:○○ 頃	

発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過したので、本日より登校させることといたします。

平成○○年 ○月 ○日

保護者名 ○○ ○○○ 印